

政府統計ミクロデータの提供とわが国統計制度の今日的課題

MORI, Hiromi / 森, 博美

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

72

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

33

(終了ページ / End Page)

65

(発行年 / Year)

2004-08-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003242>

政府統計ミクロデータの提供と わが国統計制度の今日的課題

森 博 美

はじめに

19世紀中葉の近代統計の開始期以来、統計は事実上集計表として論じられまた利用されてきた。その背景には、個々のデータが持つ統計的誤差が多数の事例を集計することによって相殺され、集計量の中に統計的法則と呼ばれる安定的な結果がはじめて確認されるという対数法則に基づく統計観がある。さらに、コンピュータの普及以前は大量データの集計処理に多大の労力とコストを必要としたことから、集計業務は基本的に政府統計機関に委ねられていた。利用者が統計の利用に当たって、自ら原データの処理から行うという形での統計利用が大きな広がりを持つようになったのは、パーソナルコンピュータと各種応用ソフトが大容量データの処理を可能にした比較的最近のことである。

1960年代以降、欧米を中心に多くの国で、政府が識別情報の削除その他の方法によって匿名化した個体データを公開あるいは一定の条件の下に研究者など一般の利用者に提供し、それによって既存集計表では得られなかった新たな分析結果が得られている。また、伝統的な集計表の形式である横断面データ（cross-section data）とは異なり、個体を時間軸にそって連結した縦断面データ（longitudinal data）やパネルデータといった個体データをもとに構成された新たなタイプのデータの作成、提供も行われて

おり、独自の解析手法を用いて幾多の新たな知見が得られている。

このように、政府統計データの利用については新たな展開が見られ、各国の政府統計機関もいろいろな形でデータの提供面での対応を進めてきている。一方、わが国では、いわゆる指定統計調査票の目的外使用として個票データの提供システムが制度化され、その運用が行われてきた。統計利用が新たな展開を見せる中で、わが国の個票データ提供システムさらにはその制度的基盤としての統計法規が、今日どのような問題点をもち、今後に向けての課題を有するかについて以下に考察してみたい。

本稿ではまず、わが国の統計行政の基本法規である「統計法」の基本的特徴を概観し、その中に制度化されている現状における政府マイクロデータの主たる提供経路である目的外使用制度の現状とそれが抱える問題点を明らかにする。次いで、政府マイクロデータの提供に積極的に取り組んでいる諸外国において、そのための制度的基盤としてどのように統計関係法規面での対応がなされてきたかを紹介する。最後にわが国における昭和63年統計法改正をとりあげ、そこに内在する問題点ならびに一般利用目的でのマイクロデータ提供システム構築に向けての課題を明らかにする。

1. 統計調査法規としての「統計法」

1.1 「統計法」の法体系

戦後まもない昭和22年にわが国で「統計法」が制定、施行されてすでに半世紀以上が経過した。GHQ 占領下という特殊な歴史状況もあり、成立した「統計法」は省益という官僚機構の論理の枠組みを部分的に超越した内容を含みもつ当時としては画期的なものであった。この法律が時代を超えた統計作成の根元に関わる諸規定から構成されていることは、同法がすでに半世紀以上にわたりわが国の統計行政の基本法規として、法律の基本的コンセプトに何らの本質的修正もなく今日に至るまでその有効性を保持

し続けていることが雄弁に物語っている。

ところで、「統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図る」という第1条に始まる23の箇条からなる同法は、届出統計に関する第8条や第15条の2など一部の条文を除き、全体として指定統計調査の精度（統計の質）の法制度的な担保をその目的としている。

その点を要約的に示せば、まず第2、3条で指定統計の定義とその法的根拠が与えられ、その他の諸条項が統計調査の企画から実施、結果の公表に至る全過程について、罰則規定も含め結果精度を二重の意味で保証している。

まず、実査に先立つ調査準備過程については、第7条が指定統計調査の実施に当たっての実施機関による要承認事項を、また第17条が調査実施機関から他の関係機関への調査協力要請を規定している。

次に実査に関しては、まず第5条が申告者に対する申告義務を課し、第13条が実査の際の立ち入り調査権限を調査従事者に付与している。このような、被調査者に対していわば強権的に統計原情報の提供を求めることに對する補償措置の一つとして設けられているのが、第14条の秘密保護規定である。さらにこれらの諸規定は、第5条については第19条の一～四、第13条は第19条の四、また第14条については第19条の2の指定統計調査従事者による秘密漏洩に対する罰則規定によって、法の実効性が補強されている。

さらに集計から結果の公表に至る過程については、第15条が調査個票の統計作成目的以外への使用を禁止することにより第14条の秘密保護規定を補強し、また第16条が調査結果の速やかな公表を調査実施者に義務づけている。后者は、指定統計によって収集された統計情報が単に調査実施者の占有物ではなく、調査協力者を含め、広く国民共有の財産であることを明示することで、調査への協力を要請する規定として読むことができる。なお、第16条の結果の公表規定については、第19条の2の第2項が調査従事

者による公表以前の窃用等に対する罰則を規定することにより、統計の integrity を担保している。

この他にも「統計法」は、第9条が調査実施状況全般の監査と改善勧告権限を統計調整機関の長としての総務大臣に付与し、また第10条が調査実施の現場を指揮する統計官、統計主事の資格ならびに任務を規定している。

1.2 「統計法」の時代制約

「統計法」が制定された終戦直後の時期、調査によって収集された膨大な調査個票データ（個票に記載された個別情報を以下では「統計原単位情報」と呼ぶ）の集計処理は、大型計算機械を有する一部の政府機関のみがなしうる作業であった。集計処理に多大の時間を要することから、集計結果表も、基本的な属性別集計や特に政策的利用価値を有する集計結果など特定の項目を組み合わせたものに関してだけ作成され、その結果が印刷物の形で公表されてきた。その意味でこのような公表形態は、当時の情報処理の技術水準を前提すれば、極めて合理的なものであった。

終戦間もない時期、政府が調査等で獲得した統計原単位情報の集計作業に動員できる大型集計機械の処理能力は現在とは比較にならないレベルのものであり、従って製表される調査項目も自ずと限定的なものとならざるをえなかった。「統計法」第7条が、指定統計調査の集計事項及び集計方法についての承認義務を調査実施機関に課しているのは、このような当時の技術的制約と無関係ではないであろう。

第2の制約は、結果数字の安定性という統計技術的制約である。多重クロス表の場合、作り出されるセルの数は組み合わせ変数の次数に従っていわば幾何級数的に増加し、それだけ個々のセルに落ちるケースの数は減少する。調査結果から意味のある安定的な傾向なり規則性を読みとるには、ある程度まとまったケース数が求められ、また結果表の表示形式が複雑となることから、自ずと組み合わせられるべき集計事項の数も限定されたものとならざるを得ない。さらに、結果の公表は長い間原則として印刷物の

形で行われてきたことから、印刷コストもまた多様な集計結果提供の制約となってきた。

2. 政府統計の二次利用と目的外使用制度

2.1 統計原単位情報の一次利用と二次利用

1.1でも述べたように、わが国の「統計法」は、指定統計調査法規としての性格を強く持っている。指定統計の企画実施に関して、「統計法」第7条は、調査実施機関に対して、調査の目的や調査事項と並んで、「集計項目及び集計方法」「結果の公表の方法及び期日」についても、政府統計調査の管理者である総務大臣の承認を義務づけている。統計作成機関が統計調査によって収集した統計原単位情報を集計処理し、事前に公示された表形式による集計表として公表することが、その本来の利用、すなわち一次利用にあたる。

集計表という形式での調査結果の提供については、集計機械の能力の向上とともに、既存の統計制度の枠組みの中でも、「統計法施行例」第7条により公表媒体の多様化など提供の範囲を次第に拡大する方向でこれまで対応がなされてきた。なお、CD-ROMで提供されるものには印刷報告書にはない結果表が一部収録されているケースもある。さらに、収集された統計原単位情報が有する情報量と公表提供される集計結果とのギャップを埋めるもう一つの方策として採用されてきたのが、いわゆるオーダーメイド集計である。オーダーメイド集計では、所定の手続きにより申請承認された集計計画について、統計作成機関内部で再集計作業が行われ、結果表が申請者に提供される。

とはいえ、行政あるいは研究者等による調査結果の利用目的は極めて多岐にわたることから、個々の利用目的の全てに対応した結果の提供について統計作成者側で対応することは事実上不可能である。統計作成機関によ

る所定の集計表作成のための使用以外の統計原単位情報の使用は、一般に統計の二次利用と呼ばれる。

2.2 目的外使用制度の運用原則

わが国における政府統計の二次利用については、「統計法」第15条の2項に基づく目的外使用というむしろ例外的な提供ルートとしてその制度運用が行われてきた。そこで以下に、目的外使用関連規定が統計行政担当当局では一体どう解釈され、どのように運用されてきたかをみておこう。

統計法の逐条解釈、統計行政としての運用については、統計委員会、統計基準局（基準部、統計主幹）においてその時々々の統計行政の中心的担い手の地位にあった担当者達によってまとめられたものがある〔山中(2)、杠(1)、松田(3)、そして坂本(7)〕。ここでは〔松田(3)〕ならびに〔坂本(7)〕に依拠しつつ、近年の運用原則を探ってみよう。

まず、「何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計の目的以外に使用してはならない」という「統計法」第15条の規定は、いったい何を意味するのであろうか。1.1ですでに述べたように、「統計法」は指定統計の作成にあたり、調査客体（被調査者）に対して申告義務（第5条）を課し、それを罰則（第19条）をもって強制している。このような報告強制に対する補償措置として「統計法」は、その第14条で、調査等によって知られた提供を受けた統計原単位情報における「人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項」についての保護を規定している。

ただ、この第14条の規定を逆説的に読めば、秘密が保護されさえすれば統計調査機関は獲得した統計原単位情報に対する自由処分権を有するという解釈も成り立ちかねない。その場合、調査客体は統計原単位情報の提供によって思わぬ不利益を被る危険性がないとはいえず、統計作成機関に対するこのような不信の念は、結果的には作成される統計の真実性を損なうことになる。このようなことから制度の運用当事者の間では、「第14条の秘密保護の規定及び調査客体の信頼確保を調査票の使用法の観点から一

段と慎重に規定したもの」〔坂本(7)p. 52〕として設けられているのが第15条である。この規定を解釈している。その意味では、調査票（の中に記載された統計原単位情報）の目的外使用は原則禁止とし、やむを得ない場合にのみ条件付きで使用を認めるというのがこれまでの運用原則であった。

第15条第1項に規定された「統計上の目的」について松田は、「本条第1項の規定を字義どおりに読めばそう（統計一般一引用者）解するのが当然であるし、また」この主張によれば「第14条の規定に反しない限り、指定統計の調査票は統計一般に利用しても差支えない」ということになる〔松田(3)p. 65〕、と主張そのものへの理解は示しつつも、それが第14条に違反しない限りで適用されることから、統計目的と統計目的以外とを区別する理由はないとの立場から、制度の運用に当っては、「統計上=当該統計上」と解するのが適当であるとの見解を示している〔松田(3)p. 63〕。

この点について坂本の解釈は、次のようである。すなわち、「〔統計上の目的〕は、第7条第1項で承認を受けた調査により当該指定統計を作成するという目的であり、その内容は承認事項により確定される」〔坂本(7)p. 52〕。第7条第1項における集計事項および集計方法を承認事項としている以上、「統計上の目的」を統計一般あるいは第7条第1項第1号に規定された調査の「目的」と理解することはできないことを根拠に坂本は、「統計上=当該統計上」との解釈に立つ〔坂本(7)p. 52〕。

このようにわが国では、「統計上の目的」とは、第7条第2項により事前に承認を受け公示された集計方法による集計事項を集計した結果表の作成に限定するという立場から統計行政が行われてきた。従って、当該統計作成機関による追加的結果表の作成も本来の「統計目的外」の行為にあたる。この場合、調査実施機関は、第7条第2項で承認事項についての承認変更を受けるかあるいは第15条第2項により目的外使用の承認を受ける必要がある〔坂本(7)p. 55〕。

第15条第2項は、「総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものに

については、これを適用しない」として第1項に対する例外規定となっている。しかしここには承認の基準や承認にあたっての具体的な手続きまでは明記されていない。

このうちまず承認基準については、以下の2つの要件が考えられる。秘密の保護と使用目的の公益性がそれである。このうち秘密の保護については、第15条第1項が第14条の趣旨を補強する目的で設けられたものであったことから、秘密の保護に抵触するような使用に対して承認が与え難いことは自明であろう。

目的外使用制度の所管官庁である総務省統計局統計基準部では、部内に内部基準として事務処理要領⁽¹⁾を設け、その運用にあたっている。この点に関して松田は、使用目的として以下の4点を指摘している。すなわち、(ア)統計一般の目的であること、(イ)名簿の作成であること、(ウ)学問的研究を行うのに必要であること、(エ)統計法または同法に基づく法令の規定の違反事件を処理するのに必要であること、がそれである〔松田(3)p.67〕。一方、その約20年後に示された坂本の使用目的に対する見解によれば、(1)使用結果の行政利用には原則として認められる、(2)使用結果が学問的研究に利用される場合又は学問的事例研究に使用される場合には、その研究が高度に専門的な研究であり、かつ公益性の高いことが必要、とされている〔坂本(7)p.54〕。

このように、二人の解釈を比較してみると、利用目的のうち特に学問的利用に関しては、松田よりも坂本においてその運用がより厳格に適用されるようになってきているように思われる。この点は、公益性について、「社会全体の利益、すなわち不特定多数の者の利益に積極的に貢献することを要し、単に特定者の利益でないとか、公益を害しないという程度のものでは足りない」と解すべき〔坂本(7)p.53〕という坂本の理解が、最近の制度運用の基調を反映している。

なお、「何が公益への積極的貢献」であるかについては、時代、環境、技術進歩に応じて当然変化しうる。このため、それに対する客観的基準を

設定することはできないとして、結局坂本は、公益性については、「社会通念」に委ねている〔坂本(7)p.53〕。このうち特に「技術進歩」との関連で坂本は、「近年、電子計算機の導入によって、多様な集計が可能となってきたことに伴い、指定統計調査の調査票の使用に対するニーズが高まっており、収集された調査票が国民共有の財産であることにも着目し、多様な統計ニーズに対応して弾力的に統計が作成できるよう、目的外使用の運用をより弾力化してほしい旨の要望が国内のみならず、国際機関からもなされて」おり、これらもすべて社会通念の上に立って解決すべき問題として認識している〔坂本(7)p.53-54〕。

目的外申請によって提供されるデータの使用者の範囲については、松田によれば、(ア)公務員または法令により公務に従事する職員（警察および徴税の職員を除く）、(イ)学校、病院、研究所その他これらに相当する研究施設に勤務する(ア)以外の職員、とされている〔松田(3)p.67〕。なお、この点に関して坂本は、日本銀行職員など他の法律によって公務に従事する者とみなされる職員については原則として認められるとしているが、松田の(イ)に該当する者については、「原則として行政庁からの委託、助成等がある場合に限る」として、提供対象についての制約がより強い〔坂本(3)p.54-55〕。

さらに事務処理要領には使用の形態についても、公務所内での使用に限られ、また使用期間も必要最小限であること、さらに結果公表の際の秘密保護に対する留意といった要件が定められている〔松田(3)p.67〕。また使用申請手続きについては、旧行政管理庁が昭和40年から、調査票使用に関する手続き⁽²⁾を定めている〔松田(3)p.68-69〕。

2.3 目的外利用制度の問題点

個体データである統計原単位情報（磁気媒体上に記録された個票イメージでのデータ）の場合、氏名、企業名、住所、電話番号といった個体識別に直接繋がる情報が削除されていても、個体が特定されるリスクは集計量

とは比較にならないほど大きい。他方で、「統計法」は、できるだけ正確な統計原単位情報を収集するために、申告者（被調査者）に調査における秘密の保護を保証している。統計原単位情報の使用目的について上述のような厳密な運用が行われてきたのは、調査に伴う秘密の漏洩が統計調査そのものの根幹を揺るがしかねないことから、調査協力者のプライバシーの保護を至上命題とするとの統計作成機関側の判断に基づくものといえる。

このため、特に政府機関以外からの申請による目的外使用について個票データが提供される場合にも、集計処理の結果として得られる集計表の個々のセルに落ちる数値が調査客体を識別するに至らないしかも安定的な比率ないし傾向を析出するのに十分なサイズのものであるか否かについての実質的な審査が行われる。このような二重の視点からの審査基準によって、目的外使用制度はこれまで運用されてきた。

とはいえ、このような形での制度運用が、他面で収集される統計原単位情報の利活用を大きく制約していることも事実である。なぜなら、当該統計調査の作成機関それ自体あるいは地方自治体や他の政府機関による追加的な作表作業についても、「統計法」第7条第1項の追加あるいは目的外申請が求められることになる。さらに政府以外の統計利用者が目的外制度による統計原単位情報の使用を希望する場合、その利用目的の公益性が求められる。この点で例えば学術的な研究については、高度に専門的でしかも公益性が高いことが承認の必須要件とされ、純粹に学術的な研究という利用目的だけでは公益性を充足していないとして承認の対象から除外されてきた。

2.4 情報処理技術の向上と政府統計の二次利用の広がり

情報処理技術の発展、大量データの情報処理能力を有するパーソナルコンピュータの普及は、これまで技術的制約から統計作成機関にのみ許されていた集計処理の可能性を少なくとも技術的には解放した。高度な処理能力を身につけた一般の統計利用者も、個体データが提供されさえすれば、

それを独自に加工、処理できる少なくとも技術的条件はすでに揃っている。統計利用者の利用形態も、それまでのクロス表を中心とした分析から、回帰分析等の統計的手法の直接適用、あるいは集計データに基づく時系列分析からパネルデータや縦断データ（longitudinal data）に基づく分析など、急速に多様化している。

1996～98年度文部省科研特定領域研究プロジェクト「統計情報活用のフロンティアの拡大」（領域代表：松田芳郎一橋大学教授）による一連の研究によっても明らかにされたように、諸外国では早いところではすでに1960年代から政府統計マイクロデータが作成され、public use files（PUF）として広範な利用者層に対して提供されている。また統計原単位情報を個票ベースで時間軸に従ってリンクさせた縦断面データ（longitudinal data）の作成、他の調査あるいは業務資料とのリンクによる新たな統計情報の獲得・提供なども、各国政府統計機関の中で急速な広がりを見せている。

3. 諸外国におけるマイクロデータ提供関連統計法規の整備状況

現在、欧米あるいは国連などの国際機関で進められている職業別死亡率の国際比較プログラムを例に取れば、人口動態統計とセンサスあるいは登録情報（レジスター）とを経年リンクさせたLS（longitudinal study）データを使用した分析が、いわば国際標準となっている。翻ってわが国の統計の現状はといえば、プライバシーあるいは統計作成・活用面での組織の論理優先という制約もあり、分析可能なデータの整備面でこのような国際的なレベルから大きく水をあけられている。統計の精度面では世界の最高水準にあるわが国の統計も、提供可能な統計の制約から、国際比較プログラムにそもそも参画する資格さえ与えられないという状況にある。

統計は、多大の税金と膨大な人手をかけて収集・作成した国民共通の財産である。単に所定の集計結果を作成することだけで任務は終了というの

ではなく、調査客体の秘密保護対策の面にも十分留意しつつ、それが潜在的に有する情報をより有効に活用する方向を積極的に追求する必要がある。このためのルール作りとして、現在、「統計利用法」的な法体系の整備、さらにはそのためのシステム作りが早急に求められているように思われる。

以下では、そのための参考資料を提供するために、マイクロデータの整備、提供面においてわが国に先行している諸国において、どのような法体系の整備がそれに寄与したかをあきらかにする。

①アメリカ合衆国

アメリカのセンサス法はその第9条で、「この法律の規定に基づいて提供された情報を統計目的以外に使用すること、そのデータを提供した特定の事業所又は個人が識別されるような形で公表すること、あるいは商務省、局あるいは機関によって認定された職員以外の人が個々の報告を研究することを許可してはならない」と規定している。このようにセンサス法そのものにはマイクロデータの提供を明示的に認める条文は存在しない。

アメリカにおけるマイクロデータの提供については、センサス局の活動を規定した合衆国法典（US Code：1976年10月修正）が個別データの提供の法的根拠を与えている〔Citteur et al.(28)p. 791〕。法典第13編第8条では、次のようにデータ提供の根拠と条件を規定している。

- (b) 連邦政府の省庁、機関及び事業所、コロンビア特別区区政府、本編中の191(a)項において言及される任意の領地あるいは地域行政府（その下位機関を含む）、州あるいは地方機関その他の公的機関及び民間人と諸機関に対して、長官は、報告者もしくはその代理人から報告される情報を開示しない集計表その他の統計資料の写しを提供すること及び特別な統計的編集や調査を行うことができる。
- (c) 本条の下に提供される情報はいかなる場合にも、権利侵害に対する訴追の場合を除き、報告者ないしその情報の関係者に不利益を与える

形で提供されてはならない。

また、続く第9条では、商務長官及び商務省の各部局の職員に対する禁止条項として、個体情報の提供形態等について、つぎのような諸規定が設けられている。

- (1) 情報が収集される統計目的以外のいずれの目的にも本編の適用を受ける情報を提供すること。
- (2) 識別可能な形で特定の事業所あるいは個人に関する情報を提供すること。
- (3) 商務省あるいはその部局及び諸機関の宣誓職員と雇用者以外の者に個人に関する記録を調査させること。

アメリカでは、実務上はセンサスの種類毎に調査結果の公表についての規定があり、それに従ってマイクロデータの作成、提供が行われている〔石田(16)p. 5〕。

センサス局では、1963年にはじめて1960年人口住宅センサスの詳細調査票 (long form) データから全世帯の0.1%の抽出率で作成したマイクロデータの提供に踏み切った。1970年、1980年人口住宅センサスでは抽出率が全世帯の1%に引き上げられ、この他にもセンサス局では、1968年まで遡及した経常人口調査 (CPS) の公開マイクロデータが作成、提供され、これら以外にも、センサス局が所管する殆んどの世帯調査について公開マイクロデータが作成されている〔Cox(27)p. 5〕。

②カナダ

アメリカにおけるマイクロデータの提供に触発され、1960年代初頭、カナダでもこの種のデータ提供への要望が多方面から寄せられた。それを受けてカナダ統計局では、当初、局内に特別組織を設置し、オーダーメイド型のマイクロデータに基づく解析処理サービスを開始した。しかし、サービス提供に時間がかかり、利用者がデータに対して対話形式で処理ができないことから弾力性に欠け、費用が高いといった一連の問題点が露見すること

になった〔石田(16)p. 17〕。この問題に抜本的に対応するために、カナダ統計局は1971年に統計法を改訂し、マイクロデータ提供に対する法制度的な枠組みの整備を行った。

従来の統計法では、個票情報の取り扱いに関して「情報の提供者から事前の承諾を得ないで公表することを全面的に禁止」していた。これに対して、改正統計法では、その「秘匿」条項を規定した第17条は次のように改められた。まず、「情報漏洩の禁止」に関しては、次のように規定されている〔統計基準部(22)p. 351〕。

- (1) 本法第11条又は第12条に基づいて締結された協定が規定する条件に従った情報伝達及び本条に従って本法に基づいてなされる告訴の場合を除き、
- (2) 本法に基づいて雇用された者又は雇用されたとみなされる者であつて、本法第6条に定める宣誓を行った者以外の何人に対しても識別可能な個票の閲覧を許可してはならない。
- (3) 本法第6条に定める宣誓を行った者は、いかなる方法によつても、本法に基づいて取得した情報の提供により、個票から得られる属性情報が個々の個人、企業又は団体と関連づけることができるような仕方提供し又は故意に提供させることをしてはならない。

この法改正は、「情報の利用という点で不必要な制約を課」していた制度を改め、「カナダの法規を国際的な慣行」に追いつかせるものであった〔石田(16)pp. 18-19〕。

③イギリス

イギリスではこれまで統計基本法規にあたるものはなく、個々の統計調査に関して議会が制定した個別調査法規によって必要事項は規定されてきた。イギリスにおける統計調査行政において特に重要とされてきたのは、「1920年センサス法」(The Census Act 1920)、「1938年人口統計法」(The Population Statistics Act 1938)、「1947年通商統計法」(The Statistics

of Trade Act 1947), それに「1979年農業統計法」(The Agricultural Statistics Act 1979) である。

個票データの提供にあたって統計機関側がこれまで依拠してきたのは、「1947年通商統計法」第9条である。そこには「本法の……規定の下に収集したいかなる個々の推算や個票それに個々の企業に関するいかなる情報も、推算、個票あるいは情報の主体である当該企業の経営者による書面での事前の合意がなければ、……これを開示してはならない」と規定されている。例外的にそれが認められるのも、(a)推算、個票あるいは情報を保有する所管の大臣が命令により省庁または輸入税諮問委員会に対して当該省庁あるいは委員会がそれらの業務の遂行のために行うもの、または(b)本法の下での違反に関するあらゆる訴訟手続きの報告のために行うものに限定されてきた〔(11)p. 27〕。

イギリスの欧州連合(EU)への加盟は、統計分野におけるEU基準への調整という結果をもたらした。すなわち、イギリスは加盟国として、域内の統計作成に係る統一法規を承認し、統計作成、提供業務の面でEUの他の加盟国と共同歩調をとることを要請されることになった。

さらに統計業務のEU基準への調整は、法制度面にも及んでいる。対外的に1997年2月にはEU統計法(EU Statistical Law)を批准、承認〔統計基準部(25)p. 219〕する一方、国内的にはこれまでのイギリス的な法体系の見直しを積極的に進め、2002年10月に国の統計業務遂行の基本原則を定めた国家統計行政施行規範(National Statistics Code of Practice)が施行された。

「施行規範」は、その構成と適用範囲を定めた部分と諸原則を規定した部分からなるが、個票データの使用は、後者の第5章(秘密の保護)の部分で取り上げられている。そこでは、「データの収集ないしその統計目的への使用に際して秘密が保護される」として、それを達成するための方策が次の7点にわたって指摘されている。

(a) 統計局長は、特に同意された場合を除き、個体が識別されるような

形で統計が作成されることがないことを含め、秘密保護に係る基準を設定しなければならない。

- (b) 国の統計のために提供されたデータは統計目的のためだけに使用される。
- (c) 国の統計の作成に係る者はすべて、提供者の秘密を保護する義務を有し、不当な公表に対して法的罰則が適用されることを承知するものとする。
- (d) 個体を識別可能なデータは、物理的に安全な形で保管されること。データへのアクセスは承認を必要とし、データが正当な研究にのみ使用され、それ以外には合理的に情報が入手できないと所管の長がみなした場合にのみ許可される。
- (e) 個体が識別可能な情報が法律により提供されねばならない場合にも、明示的な命令並びに統計局長の個人的な責任において提供されなければならない。
- (f) 専ら統計目的のために収集されたものと同様の秘密保護基準が行政記録から得られたデータに対しても適用される。
- (g) 報告者は、統計調査において彼らが提供する情報の主たる使途並びにそれへのアクセスの制限についての情報の提供を受けることができる。

ところでイギリスの国家統計局では、同局が所管する調査から作成される個体データ（匿名化マイクロデータ及び識別(可能な)マイクロデータ）について、独自の提供システムを制度化した。（www.statistics.gov.uk/about/NS_ONS/ONS_microdata_release.asp 参照）

この提供システムは、中央省庁だけでなく、公的機関、研究者、地方自治体によるマイクロデータの利用を想定している。なお、民間企業については、このシステムによるデータの提供対象から除外されている。利用申請が出された場合、上級審査委員会によって審議され、その結論が統計局長に報告されることになっている。秘密が完全に保証されると国家統計局が

判断した場合にのみ使用が許可されるが、その際には、次の7点が秘密保護の基準とされている。

- (1) 政府統計のために提供されるデータは、統計目的のためにだけ使用されなければならない。
- (2) マイクロデータの入手とそれのいかなる加工も、国家統計行政施行規範とデータアクセス並びに秘密保護プロトコルに照らして合法的でありかつそれらに適合的なものでなければならない。
- (3) いかなる統計も個体を特定するようなものであってはならない。
- (4) 収集の際の約束並びに秘密の保護は絶対的に尊重されなければならない。
- (5) 個体が特定できるデータは物理的に安全に保管されなければならない。
- (6) 提供されるマイクロデータは、研究の必要と目的の双方に対して適合的でなければならない。
- (7) 識別あるいは識別可能な統計資料へのアクセスは、国家統計行政施行規範並びにプロトコルに規定されているとおり、国家統計の目的および報告者に対してなされた約束と整合的な場合にのみ認められる。

このようなマイクロデータ提供の要件を満たした利用申請として、2003年4月から同年11月までに合計41件について使用が認められた。なお、このうちの28件がEUROSTATを含む政府機関で、残りの13件が大学等の学術機関となっている。後者のうち7件はEssex大学のUK Data Archiveであるが、そのうちの6件は、二次分析のための公的利用ファイルの作成にかかわる申請である。

④ドイツ

ドイツでは、1971年のマイクロセンサスのマイクロデータが学術研究に対して提供されたのを契機に、社会経済の構成要素である個人や世帯、階層に関する個別データを多変量解析、パネル分析、縦断面（ロンジチューディ

ナル) 分析が広範な広がりを持って展開され、それらは今日、ミクロ分析として社会科学における一つの研究領域として確固とした地位を築いている〔浜砂(18)p. 8〕。ミクロ分析は、主に、社会的不平等と貧困、教育の機会均等の社会階層移動への影響や女性の社会参加というような公共性の高い社会福祉面での政策課題の選択ならびに政策評価面で多くの成果を生み出している。

ドイツにおけるミクロ分析のためのデータ整備の制度的前提となる法制度面での対応は、おおむね次のような経緯をたどって展開されてきた。浜砂によれば、ドイツ連邦統計法で匿名性と匿名化された調査個票の概念が明記されるのは1980年改正法以降である。それ以前は、行政並びに科学研究目的での調査個票データの使用に関しては特に匿名性の規定は設けられていなかった。1970年代の欧米におけるプライバシー保護運動の高揚は、一方で個人情報の使用を前提とするミクロ分析に対する脅威となり、他方で行政側もプライバシー保護措置の立法化をはかることになる。ドイツでも1976年に連邦データ保護法が制定され、調査個票が提供される際の原則が明確化される〔浜砂(13)〕。

「1980年連邦統計法」では、個人情報の統計目的での譲渡、さらには統計目的外使用のための譲渡についても、譲渡できるデータの範囲、譲渡目的、譲渡対象者、使用者の守秘義務その他が規定された。さらに匿名性についても、「申告義務者ないしは当事者にもはや関係付けることができない申告個票は、連邦統計局と州統計局によって譲渡されることができる」(第11条第5項)と明記され、これによって匿名化されたミクロデータが調査個票と制度的に区別されることになる。これによって調査個票の目的外使用とは別途、匿名個別データの提供への道が開かれることになる〔浜砂(13)p. 9〕。しかしこの法改正については連邦議会から、匿名化された個体データが再識別される可能性について「疑問の余地がないほどに排除される必要がある」との付帯決議がなされた。

以上のような結果、「1980年連邦統計法」は、「科学研究への申告個票の

譲渡を絶対的な匿名性の条件のもとでだけ許可したために、科学研究の利用要求を充足せず、データの科学的な能力をほとんど利用することができないようにしていた」〔浜砂(10)〕。すなわち、「絶対匿名性」の要件の充足が、マイクロデータの提供についての大きな制約となり、第5項の規定は現実には実効性を欠くものであった。

ドイツにおける本格的なマイクロデータ提供の画期となったのが、1983年国勢調査の違憲判決を受けて成立した「1987年連邦統計法」である。これによって、連邦統計局及び州統計部局は、個々のデータの識別が過度の時間、費用及び人員によってしか可能でなく、かつ受領者が在職者、公務のために特に宣誓した者又は第7条に定める義務を負う者である場合に限るという条件つきながら、「科学プロジェクトの用に供するため、高等教育機関又は独立の科学研究任務を委任されているその他の機関に対し」、「その個別データの識別が、多大の時間、費用、そして労力によってのみ可能」であるという「事実上の匿名化」に基づく個別データ提供方式が制度化された（第16条(6)）〔統計基準部(24)p.35〕。

このような法整備を受けて、1988～91年にかけて、マンハイム大学 Walter Muller 教授の指揮の下、「事実上の匿名化」の方法論の策定に関する大規模な調査プロジェクトが、連邦統計局、州統計局、連邦及び州のデータ保護コミッショナー、マンハイム大学およびマンハイム調査分析センター（ZUMA）の参加の下に組織され、実施された〔浜砂(18)pp.174-5〕。

このようにドイツでは、「事実上の匿名性」という新たな概念を導入することによって、マイクロデータの本格的な提供のための法制度の整備が行われた。

⑤ オーストラリア

オーストラリアでは1970年代までは、印刷物による集計結果表の公表を原則とし、追加的な集計要望については、いわゆるオーダーメイド方式に

よる特別集計の提供という形での対応がなされてきた。既存の提供体制が大量情報の処理が可能なコンピュータの普及を受けた利用者の統計ニーズの高まり、統計利用の多様化に対応しきれなくなったことから、オーストラリア統計局は、1983年に統計法（Census and Statistics Act）を改訂することで、マイクロデータが提供できる制度的枠組みの整備を図った。

「1973年統計法」では、報告者の秘密保護に関して「統計局長、局職員は……本法に基づいて提供された個票のいかなる内容、情報も漏らしてはならない」（第24条）と規定されていた。「1983年統計法」ではこの部分で、「統計局長又は統計局職員である者又は職員であった者は、規則（Determination）又は本法による場合を除き、提供されたいかなる情報も直接又は間接にいかなる者に対しても漏洩又は伝達してはならない」（第19条）と改められた。なお、規則第7条は、統計局長による個別統計データ（Individual statistical data）の開示条件を開示される情報の形態、提供者が提出する誓約書、さらには使用目的等について規定している。

まず、提供できる情報の形態については、氏名、住所等の識別情報が削除されていること、特定の人や組織が識別できないような形で限定されている。また、統計局長には、このような個別データを提供する際に、個人利用の場合には使用者本人、公的機関等による使用の場合にはその責任者による誓約書の取得が義務づけられている。さらに、データの使用目的は統計目的のみに限定され、第三者への提供も禁じられている（石田〔17〕pp. 50-51）。

個別情報のこのような秘密保護策を担保するために同条は、統計局長に対し、開示目的に関係した作業終了後の個別情報の返却命令権ならびに開示条件の遵守を確認するための立ち入り調査権限を付与している〔石田〔12〕p. 84〕。

このような法改正を受けてオーストラリアでは、統計局内に「マイクロデータ検討委員会」が設置された。この委員会は、申請のあったマイクロデー

タの提供が妥当であるかどうかを判定し、結果を統計局長に具申するという提供審査業務、さらにはファイルの標準化あるいは秘匿措置等に関する方法論研究業務を遂行するものである〔石田(12)p. 84〕。

オーストラリアでは、1980年代半ばにマイクロデータの提供は開始された。しかしそれが本格化するのには、そのための法体系が整備される1990年代以降であるといわれている〔石田(12)p. 82〕。なお、石田の調査によれば、1985年以降の10年間にこの国では250近い数のマイクロデータセットが提供されているが、その中の約35%を連邦政府と大学が占めている〔石田(12)p. 87〕。

⑥ニュージーランド

ニュージーランドでは、1975年にそれまでの「1955年統計法」が改正されたことによって個票データの提供が開始されるが、それはあくまでも地方政府を含めた政府機関における利用を対象としたものである〔石田(12)p. 89〕。すなわち、共管調査として実施された統計調査について個票を当該機関が相互に使用でき、また他の政府機関がその機関の任務遂行に必要な研究ならびに統計目的のための利用に対してその提供が認められたにすぎない。

80年代の計算機の普及と高性能化は、政府統計マイクロデータに対する研究者からのニーズを高めることになった。しかし、石田の調査によれば、「統計法」において明確な規定がないことから、同国では政府機関以外へのマイクロデータの提供は、今のところ提供を受ける者による秘密保持の宣誓という条件の下に申請案件に対してケースバイケースで認められているに過ぎない〔石田(12)p. 92〕。なお、実際のマイクロデータの利用方法は、統計局内部での利用（on-site）と局外への提供による利用（off-site）とがあるが、後者は秘密漏洩の危険性が高いことから、基本的に政府機関が利用主体である場合に限られる〔石田(12)p. 92〕。

⑦オランダ

オランダでは、「中央統計局及び統計委員会の設立に関する法律」の第11条が、同局が職務の遂行に関連して収集したデータは統計目的のためだけに使用することができる旨を規定している。同じく第13条は、個体識別されないための秘密保護措置がとられている場合に限り、大学その他の研究機関、中央計画庁、EUROSTAT 及び中央統計委員会が承認した組織等に提供できることを規定している〔山家(14)p. 11〕。

⑧フィンランド

政府統計が基本的にレジスターベースで作成されているフィンランドでは、政府機関及び地方自治体の業務に関するデータ、並びに企業、法人、自営に関する登録データは公開となっているが、それ以外の個別データについては非公開扱いである。これら非公開データのうち識別子を削除したものについては、研究目的に提供されるものもある〔統計基準部(22)p. 70〕。なお、同国のマイクロデータの提供に関連する諸規定は、下記の通りである。

まず、「統計法」第17条第1項は、以下の第2、3項に規定される政府諸機関並びに企業等の登録データ以外の統計用に収集したデータについての秘密が保護される旨を規定している。続く第18条では、前条で秘密保護の対象とされたデータについて次のような開示原則を定めている。

- (1) 統計作成目的のために取得された秘密情報は、法の定めるところにより又はデータ主体の同意を得てこれを第三者に開示することができる。ただし、かかるデータは、行政上の意思決定又はそれに類する目的に使用するためにこれを開示してはならない。
- (2) 統計作成機関が統計作成目的のために収集したデータは、科学研究又は社会情勢及びその進展に関する統計調査に使用するために開示することができる。ただし、個人データファイル法に定める個人データ及び他の統計単位の個体識別データを除く。

(3) 本条第2項の定めにかかわらず、フィンランド統計局は、科学研究又は統計調査に使用するために、個人の年齢、性別、学歴及び職歴に関するデータを開示することができる。ただし、データの受領者が個人データファイル法に基づいてかかるデータの受領を許可されている場合に限る。

(4) データの開示は、データ主体にいかなる損害も弊害も与えてはならない。関係行政機関はデータの開示に当たって、データの保護に必要な命令を発するものとする。〔統計基準部(24)p. 257〕

さらに同法は、その第22条において、データ使用に関する秘密保護義務として、次の3点を規定している。

(1) 本法第17条の秘密保護規定の適用を受けるデータは、第三者に提供してはならず、また私的な利益を得るために使用してはならない。

(2) 本条第1項の規定は、データの安全を損なうおそれがある場合には、統計の作成に関連するデータ処理プログラム及び処理方法(instructions)にも適用するものとする。

(3) 秘密保持の義務は、公表前の提供あるいは使用が財務省令によって禁止されている未公開統計データにも適用するものとする。〔統計基準部(24)p. 258〕

フィンランドでは、個人データの提供に当たっては、「個人データ法」第15条によって下記の理由でその処理を規定している。

(1) 個人データを使用しなくては統計が作成できない場合又は基礎データの必要が充たされない場合

(2) 統計の作成が管理者の従事している業務である場合

(3) ファイルが専ら統計目的に使用されるとともに、これによって特定の個人の身分が確定できるような方法では開示されることのない場合(データが公式統計として開示される場合を除く)〔統計基準部(24)p. 284〕。

⑨韓国

韓国では、「統計法」(1962年1月法律第980号、1999年1月最終改正)第13条第2項が秘密保護規定の一環として、「統計作成のために収集された個人、法人又は団体に属する秘匿を要する基本資料は、これを統計作成以外のいかなる目的にも使用してはならない」と規定している。しかし同時に他方で、「統計機関の長は、本法第13条の規定に反しない限りにおいて、大統領令が定める条件に基づいて統計データを広範に使用させるものとする」という第16条の規定を根拠に、近年、マイクロデータの提供も行われている。

韓国統計庁が実施したセンサスや標本調査の個別情報は、個人や事業所の秘密が厳格に保護される限りでそれを必要とする利用者に提供され、利用者の求めに応じたオーダーメイド集計サービスも提供されている。特にマイクロデータの提供と関連して注目される点は、2000年5月から、人口・住宅センサスの2%ファイルがいわゆる公共利用ファイルとして一般にCD-ROM提供されるようになった点である。この他にも韓国統計庁では、利用者が同庁が作成した個別データに庁内でアクセス、処理ができる“on-site access” system もすでに稼動している。

⑩スウェーデン

スウェーデンでは、特に高度に専門的な学術研究に限定して、個体識別子を除去し個人や企業等が特定できないようにしたマイクロデータの利用システムが、個人データ法に従って制度化されている。

同法には、個人データの処理に関して個人の尊厳の侵害を防止する諸規定が定められている。情報の収集目的と相容れないいかなる目的のためにも個人データは処理されてはならないが、歴史的、統計的並びに学術的目的への個人データの処理については、情報の収集目的と相容れないとはみなされない。なお、取り扱いに慎重を要する個人データの研究並びに統計目的への使用に関しては、別途規定が定められている〔統計基準部(24)p.

352〕。

4. わが国における1988年「統計法」改正と非識別情報の利用

わが国の「統計法」は、1947年3月の施行以来今日までに19回の改正が行われている。しかしその多くは、他の関連する法規の改正あるいは組織の改変に伴うものである。この点で1988年改正は、約30年ぶりに行われた統計法のみにかかわる単独法改正として、他の諸改正から区別される。

この改正では、従来からその不備が指摘されていた国勢調査に関する第4条の整備〔坂本(6)p. 35-36〕や罰則金額の引き上げの他に、指定統計以外の諸統計（承認統計、届出統計）に関する秘密保護並びに個票の使用についての条文が大幅に改められ、またいくつかの規定が新設された。本稿で検討課題としているマイクロデータの提供システムの法規的基盤整備という点でわが国における統計行政側でのマイクロデータへの対応の基本的性格を探る上で重要な論点を含んでいることから、以下にこの点について検討してみよう。なお、1988年改正は、「統計報告調整法」にも関係していることから、同法の改正も併せて行われたが、以下では「統計法」に関係する部分のみに言及することとする。

第2節ですでに述べたように、わが国における個票ベースのデータの提供は、統計法第15条第2項を根拠に行われてきた。1988年改正で第15条の2として非識別情報の使用に関して新設された「前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。」というこの規定に明記されている匿名個人情報情報の使用は、一見したところ前節で見た諸外国におけるマイクロデータの提供根拠条項に通じるものであるように見える。

OECDは1980年に政府機関における国民の個人情報の電算機による処理の拡大に伴い、その保護を図るという勧告を行っている。この勧告を受

けて政府は1986年12月、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護の制度的方策については、法的措置を講ずる方向で、そのための具体的検討を行う」という方針を閣議決定した。1988年の法改正はこの閣議決定を受けて立法化に向けての作業が開始された「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（「個人情報保護法」）の動きと連動するものであった。

立案準備の早い段階で作成された「行政機関における個人情報の保護に関する研究会」（座長：林修三元内閣法制局長官）報告書で、個人情報保護法案の第3条で統計に関する個人情報については、①専ら統計作成の目的に使用されること、②統計調査に係る個人情報の保護対策については、統計関係法規の中で対策を講じるべきとされ、統計審議会等での専門的、技術的検討に付された〔坂本(6)p. 31〕。

統計調整行政を所管する総務庁（省）統計局統計基準部でも、別途、①統計調査の目的は個人情報を捨象した数字の獲得にあること、②統計調査結果の目的外使用については、厳格な管理下に置かれており、「統計法」が独自の秘密保護条項を有していること、③統計の分野では個人と団体等また計算機と手作業による処理とを区別することには根拠がなく、従って個人情報保護法のように電算機処理のみを対象に情報管理を行っても意味がない、といった理由で統計法規によって対処するという方針を持っていた。

統計審議会は、1987年12月18日に、①従来、指定統計だけを対象に設けられていた秘密保護規定と目的外使用の規定を新たに承認統計調査、届出統計調査にも拡大する、②秘密保護の観点から調査票等の管理規定を整備する、といったことを内容とする答申を行った。

各省庁が統計審議会統計制度部会に提出した意見に基づき取り纏められた審議会の「答申」に対して、その後、各省庁の関係部局から、指定統計の目的外使用承認制度の運用が厳しすぎるためその弾力的運用についての要望ならびに承認統計調査・届出統計調査の秘密保護を徹底する一方、調

査個票の目的外使用については各省庁の自主性をできるだけ尊重すべきとの意見が強く出された〔坂本(6)p.32〕。特に後者に関しては、従来、主管省庁では届出統計調査及び承認統計調査については調査票の使用はある程度自由裁量下に行われてきたが、これを制約することは行政の効率化に寄与しない、との意見が出された。改正案にそれらをどのような形で反映させるかという点について種々の可能性が検討された結果、第15条の2第2項のような形で決着した（本稿付表参照）。なお、同条中の「識別」可能性の判断は、調査実施官庁の判断に委ねられている〔坂本(6)p.34〕。

このような経緯を経て、「統計法」の関係条文は、最終的には本稿末尾の付表に示したような形にまとまる。そこに盛り込まれた非識別情報の目的外使用は、あくまでも当該統計調査を所管する政府機関が承認統計調査及び届出統計調査の個票情報の使用について、いわば既得権益として享受してきた便益が「個人情報保護法」制定と関連した統計関係法規の改正によって損なわれることがないようにとの省益を反映したものに他ならない。

むすび

本文の冒頭でもすでに指摘したように、わが国の「統計法」は統計調査法規、とりわけ国の重要統計である指定統計調査に関して「統計の真実性」を確保することを目的に条文体系が編成されている。信頼できる統計数字の獲得は、第二次大戦中に壊滅状態にあったわが国の政府統計の再建にあたっての最大の課題であったことを想起すれば、成立した「統計法」が統計作成面に比重を置いた条文構成になったのも理由のないことではない。

他方で、同法を調査結果の利活用の側面から見た場合、例えば、国民各層による調査結果の広範な利用とそのための統計作成機関の役割あるいは違法な利用に対する歯止め措置といった利用関係の規定がいかに手薄で

ある。このことを世界の政府統計の利用の現状に照らして評価してみた場合、膨大な予算と人手をかけて獲得した統計という一種の公共財の有効活用、あるいは最近海外ですでに定着している政府調査資料の二次利用への道を著しく制限しているように思われる。

すでに紹介したように、諸外国では個々の国におけるマイクロデータの提供、利用を取り巻く状況の違いを反映して、対応の方法、程度、テンポに違いはあるものの、政府統計マイクロデータの提供システム構築に適合的な形で統計関係法規を改正するという一連の動きが見られる。

ところで、1988年改正で「被調査者又は報告を求められた者を識別できない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。」と規定された「統計法」第15条の2第2項の主体はあくまでも承認統計調査、届出統計調査の実施主体である所管官庁である。このことは、法改正の審議経過でも明らかなように、指定統計以外の統計調査実施機関が個票の使用に関してこれまで享受してきた権益の確保を目的に挿入されたものであり、広範な利用者層へのマイクロデータの提供を意図して設けられたものではない。ここには、非識別個体情報の潜在的利用者として、政府以外の利用者は一切想定されていない。

世界の多くの国ですでにいろいろな形態で政府統計マイクロデータの提供、利用システムが構築され、集計結果表と並んで非集計データの提供が政府統計の大きな役割として認識されている。このような世界における政府統計の動向という文脈の中に1988年法改正の背景となっている政府統計の在り方をめぐる現状認識そのものについて、再点検の余地があるのではないだろうか。

《注》

- (1) 「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要項」(昭和40年2月行政管理庁長官決定)
- (2) 「指定統計調査調査票使用申請要領」(昭和40年2月27日 行政管理庁告示第14号)

付表 「統計法」改正条文新旧対照表（秘密保護・目的外使用関係）

新条文	旧条文
（秘密の保護） 第14条 指定統計調査、第8条第1項の規定より総務庁長官に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。 第15条の2 何人も、届出統計調査（地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。）によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告（統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。 前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。 （調査票等の管理） 第15条の3 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によって集められた調査票、報告徴集によって得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。	（秘密の保護） 第14条 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。 <新設> <新設>

付図 「統計法」昭和63年改正（秘密保護、目的外使用関連）概念図

	国	地 方
指定統計調査	・ 秘密保護規定あり ・ 調査票の目的外使用規制あり ・ 調査票の適正管理	
届出統計調査	・ 秘密の保護 ・ 調査票の目的外使用規制 ・ 調査票等の適正管理	・ 秘密の保護 ・ 調査票等の目的外使用規制及び適正管理の努力義務規定
承認統計調査 （統計報告徴収）	・ 秘密の保護 ・ 調査票の目的外使用規制 ・ 調査票等の適正管理	

〔出所〕「統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案について」『統計情報』1988年6月p.6

《参考文献》

- (1) 杠 文吉「統計行政」統計の友社1949年
- (2) 山中四郎・河合三良『統計法と統計制度』統計の友社1950年
- (3) 松田道夫『統計法の解説』（三訂版）（財）全国統計協会連合会1973年
- (4) 総務庁統計局統計基準部監修『統計行政の中・長期構想』1985年
- (5) 総務庁統計局統計基準部統計企画課『統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案について』『統計情報』1988年 6 月
- (6) 坂本信三「統計法及び統計報告調整法の改正を振り返って」『統計情報』1991年 4 月
- (7) 坂本信三『我が国の統計制度』（財）全国統計協会連合会1991年 8 月
- (8) 総務庁統計局統計基準部監修『統計行政の新中・長期構想』1995年
- (9) 菅宜紀「諸外国における標本データの提供状況」『統計情報』1996年 5 月
- (10) 「ドイツにおけるマイクロ統計データの匿名化の条件と開示状況」『A02マイクロデータ利用の社会制度上の問題』資料 No. 4, 1997年
- (11) 「英国統計制度関係資料」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 50, 1997年 3 月
- (12) 石田 晃「オーストラリア、ニュージーランドにおけるマイクロデータの現状」敬愛大学『経済文化研究所紀要』第 3 号 1998年
- (13) 浜砂敬郎「ドイツ連邦統計局によるマイクロデータの提供」『統計』日本統計協会, 1998年 8 月号
- (14) 山家善行「諸外国における標本データの提供状況(1)」『統計情報』1998年12月
- (15) 甲賀智子・小松聖「諸外国における標本データの提供状況(2)」『統計情報』1999年 1 月
- (16) 石田 晃「アメリカ、カナダにおけるマイクロデータの現状について」『マイクロ統計データの現状と展望』（法政大学日本統計研究所『研究所報』No. 25）1999年 所収
- (17) 石田 晃「オーストラリア、ニュージーランドにおけるマイクロデータの現状について」『マイクロ統計データの現状と展望』（法政大学日本統計研究所『研究所報』No. 25）1999年 所収
- (18) 浜砂敬郎「ドイツ連邦統計法におけるマイクロデータ規定と匿名化措置」『マイクロ統計データの現状と展望』（法政大学日本統計研究所『研究所報』No. 25）1999年 所収
- (19) 森 博美「イギリスにおけるセンサスマイクロデータの提供」『マイクロ統

計データの現状と展望』（法政大学日本統計研究所『研究所報』No. 25）
1999年 所収

- (20) 松田芳郎『マイクロ統計データの描く社会経済像』日本評論社 1999年
- (21) 松田芳郎・美添泰人・伴金美編『マイクロ統計の集計解析と技法』（講座マイクロ統計分析 2）日本評論社 2000年
- (22) 総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第1分冊，2002年8月
- (23) 総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第2分冊，2002年8月
- (24) 総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第3分冊，2002年8月
- (25) 総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第4分冊，2002年8月
- (26) 各府省統計主管部局長等会議編『統計行政の新たな展開方向』2003年
- (27) Cox, Lawrence H., "The Practice of the Bureau of the Census with the Disclosure of Anonymized Microdata". In *Nutzung von anonymisierten Einzelangaben aus Daten der amtlichen Statistik: Bedingungen und Möglichkeiten*, Germany (West). Statistisches Bundesamt, W. Kohlhammer, 1987「匿名マイクロデータの開示に関するセンサス局の実務」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 54
- (28) Citteur, C. A. W., Willenborg, L. C. R. J., Public Use Microdata Files: Current Practices at national Statistical Bureaus, *Journal of Official Statistics*, Vol. 6, No. 4, 1993

Dissemination of Government Statistical Micro Data and Policy Challenges for Japanese Statistical System

Hiromi MORI

《Abstract》

It was as early as 1960s when some countries such as the United States and United Kingdom have released anonymized resampled micro data created from censuses and surveys followed by Canada and some Nordic countries. Many analytical findings with micro based data have carved out new frontiers not only in academic research but also in their policy use that traditional table-based analyses could never promise. In addition to the enormous contributions in offering academic findings, micro data have created new dimensions in terms of potential usability of statistical data. New types of datasets such as longitudinal and panel data created from individual records have cultivated a new arena of dynamic data analysis that neither cross sectional nor time series data could afford.

Japan is far behind other foreign countries in terms of the use of micro data. Government has been hesitant in creating public use micro data files in Japan due partly to the apprehensions for the potential threat of privacy issues and partly to the conventional practice of data enclosure within institutions. Governments' negative responses to the disclosure of micro data have also been supported by the strict application of confidentiality clause stipulated in Japanese Statistics Law.

During a couple of decades after 1980, however, many countries which appeared to be new member countries with public use micro data files have amended their legislative frameworks one after another so as

to adjust confidentiality clause with launching systems to provide public use micr data files. This paper aims to bring to the light the impending challenge of Japanese statistical system.